

## 食品表示でお困りではありませんか？

### 食品表示 相談窓口開設のご案内



食品表示基準等が令和8年4月1日に一部改正されました。このように近年、食品表示基準等は度々改正がなされています。

事業者の方は日々の業務でお忙しい中、法改正がおこなわれる度に、その内容を把握し、対応しなければならず、お困りではないでしょうか。

当会社では、これらの食品表示に関するお悩みごとや初めて食品表示を作成される方の支援をするため、相談窓口を設けております。

#### 対応できる相談内容

#### 食品表示（一括表示および栄養成分表示）の作成に関する相談

※事業者自らが表示を作成できるよう、作成方法の説明や関連法令に関する助言をいたします。

#### 対象者

島根県内の食品製造事業者および食品加工事業者

#### 相談方法

☎お電話での相談 **0852-24-0207**

✉メールでの相談 **syokuhin@kanhokou.or.jp**

🗨️ 食品表示アドバイザーとの対面によるご相談も受け付けています

相談は**無料**です。

お気軽にお問い合わせ  
ください。

相談によっては、回答に時間を要する場合がございます。  
ご相談される際には余裕をもってご相談ください。

アドバイザーとの対面による相談は予約制です。希望の方は事前にお電話等でご予約ください。  
なお、食品表示作成代行や食品表示の最終チェックは行っておりませんので、ご承知おきください

公益財団法人

島根県環境保健公社

環境事業部 環境事業推進課

〒690-0012

島根県松江市古志原一丁目4番6号

TEL: 0852-24-0207

FAX: 0852-55-4525

※ 相談をご利用された事業者の方に、事業目的に関連した聞き取りを実施する場合がございます。予めご了承ください。